

令和4年法律第40号による改正前の 旧免許状保有者の修了確認期限について

旧免許状所持者（平成21年4月1日より前に免許状を初めて取得した者）は、下記の期限に更新の手続きを行っているか御確認ください。

※更新関係手続きとは、更新、免除、延長・延期、回復を指します。

修了確認期限の確認方法

- ア これまでに更新関係手続きを行ったことが無い場合
→下記の表①又は②で御確認ください。
- イ これまでに更新関係手続きを行ったことがある場合
→手続き完了後に都道府県教育委員会から発行された更新関係手続証明書で御確認ください。

【表①】 栄養教諭免許状をお持ちでない旧免許状所持者

	生年月日			最初の修了確認期限
1	昭和30.4.2～昭和31.4.1	昭和40.4.2～昭和41.4.1	昭和50.4.2～昭和51.4.1	平成23.3.31
2	昭和31.4.2～昭和32.4.1	昭和41.4.2～昭和42.4.1	昭和51.4.2～昭和52.4.1	平成24.3.31
3	昭和32.4.2～昭和33.4.1	昭和42.4.2～昭和43.4.1	昭和52.4.2～昭和53.4.1	平成25.3.31
4	昭和33.4.2～昭和34.4.1	昭和43.4.2～昭和44.4.1	昭和53.4.2～昭和54.4.1	平成26.3.31
5	昭和34.4.2～昭和35.4.1	昭和44.4.2～昭和45.4.1	昭和54.4.2～昭和55.4.1	平成27.3.31
6	昭和35.4.2～昭和36.4.1	昭和45.4.2～昭和46.4.1	昭和55.4.2～昭和56.4.1	平成28.3.31
7	昭和36.4.2～昭和37.4.1	昭和46.4.2～昭和47.4.1	昭和56.4.2～昭和57.4.1	平成29.3.31
8	昭和37.4.2～昭和38.4.1	昭和47.4.2～昭和48.4.1	昭和57.4.2～昭和58.4.1	平成30.3.31
9	昭和38.4.2～昭和39.4.1	昭和48.4.2～昭和49.4.1	昭和58.4.2～昭和59.4.1	平成31.3.31
10	昭和39.4.2～昭和40.4.1	昭和49.4.2～昭和50.4.1	昭和59.4.2～	令和2.3.31

【表②】 栄養教諭免許状をお持ちである旧免許状所持者

	栄養教諭免許状が授与された年月日	最初の修了確認期限
1	～平成18年3月31日	平成28年3月31日
2	平成18年4月1日～平成19年3月31日	平成29年3月31日
3	平成19年4月1日～平成30年3月31日	平成30年3月31日
4	平成20年4月1日～平成21年3月31日	平成31年3月31日